

平成17年度の集中受付月間(2005年6月、10月～11月)に寄せられた要望で、本部決定に至らなかった事項のうち、規制改革・民間開放推進会議として、今後引き続き検討を行う事項

番号	項目	要望の概要	所管府省
1	外国人の介護分野での在留資格の整備	<p>介護福祉士については、介護事業者等からの要望を踏まえて新たな在留資格を設け、わが国における外国人の介護分野での就労を認めるべきである。将来的には、介護福祉士試験の受験による国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これらの資格取得を支援すべく、我が国の訪問介護員養成研修事業者等が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。</p>	<p>法務省 厚生労働省</p>
2	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し	<p>「技能」の在留資格で認められる活動として現行法令に規定されている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより柔軟に解釈して、我が国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人の受入れを推進すべきである。具体的には、高校卒業若しくはこれと同等程度の中等教育を修了していること、一定以上の実務経験等を有すること(海外の日系企業等で4年以上や研修・技能実習で3年修了など)、一定以上の日本語能力及び技能評価を受けていること(技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する企業の社内検定など)を条件とし、「技能」の在留資格の下で日本国内での就労を認めるべきである。</p> <p>同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しに合せて、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、「技能」の在留資格に該当する活動も適用されるよう検討すべきである。</p>	<p>法務省 厚生労働省</p>
3	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	<p>消費者保護の観点から、消費生活協同組合法を抜本的に改正し、経営の健全性規制(責任準備金の積立基準、共済計理人の設置、ソルベンシーマージン基準及び早期是正措置等)、情報開示規制、募集規制等について、保険業法、農業協同組合法と整合的な規制を整備するべきである。また、行政の透明性の観点から、現行の最高限度額や許可基準等にかかる通知を法令で規定するべきである。</p>	<p>厚生労働省</p>

4	外国人の子どもをめぐる教育体制の整備、不就学対策	<p>我が国に90日以上滞在する外国人の子どもについても、教育を受ける権利と義務を法令上明記するとともに、外国人の子どもの教育を義務的なものとするために必要な周辺環境の整備を行う。</p> <p>学習指導要領等に、外国人の子どもの教育方針を盛り込むとともに、日本語指導カリキュラムを策定する。大学の教育免許に、多文化共生のカリキュラムを必修化し、日本語教育免許を新設する。外国人の子どもの母語を話す教員を養成し、外国人児童生徒教育の専任教員の充実を図る。外国人の不就学状況を把握するために、外国人登録制度を改善するとともに、併せて、国が定期的に就学状況調査を実施する必要がある。また、小中学校への就学案内の徹底、日本語教室の設置、バイリンガルの加配教員配置などへの支援を行い、在留資格の更新の要件として子どもの就学を定める。</p>	<p>法務省 文部科学省</p>
5	労働時間規制の適用除外制度の整備拡充(ホワイトカラー・エグゼンプションの本格導入など)	<p>アメリカにおけるホワイトカラー・エグゼンプション制度等を参考にしつつ、現行の専門業務型及び企画業務型の裁量労働制の対象業務を含め、ホワイトカラーの従事する業務のうち裁量性の高い業務については、労働者の健康に配慮する措置等を講ずる中で、労働時間規制の適用を除外する制度を整備拡充する。</p>	<p>厚生労働省</p>
6	紹介予定派遣以外の労働者派遣における事前面接の解禁	<p>ミスマッチから生じる中途解約等の問題の発生を未然に防止するためにも、紹介予定派遣以外の派遣における事前面接を解禁する。</p>	<p>厚生労働省</p>

7	派遣労働者に対する雇用契約申込み義務の見直し	雇用契約の申込み義務については、使用者には本来「採用の自由」(雇用契約締結の自由)があり、法は原則としてこれに介入すべきではないこと等を理由に、このような不自然な規制は撤廃すべきであるとの指摘があるほか、26業務については、雇用契約の申込み義務が新たに課せられたことによって、派遣先が3年を超えて同一の派遣労働者を使用することに慎重になり、その結果、派遣労働者の雇用がかえって不安定なものとなることを懸念する声もある。よって、雇用契約の申込み義務については、見直す必要がある。	厚生労働省
8	酒類の販売免許の付与の緩和(審査基準の見直し)	飲食店において、店内で酒類を提供する際には、酒販の免許が不要であるが、酒類の販売を行う場合にも、酒販の免許を不要とし、テイクアウトなどでも、缶ビールなどを売ることができるようにすべきである。	財務省
9	消防用機械器具等の検定制度の簡素化	海外規格に適合あるいは海外認定を取得している製品については、国内規格との整合性を図り、国内検定を簡素化する。	総務省
10	工業専用地域等における廃棄物処理施設の立地に関する建築基準法の規制の緩和	工業専用地域に立地する廃棄物処理施設のうち、リサイクルを目的とした施設に対しては、都市計画審議会の許可を受けることなく立地できるようにする。	国土交通省

11	廃棄物処理法に係る許可の欠格事由の見直し	<p>欠格要件に該当することになった場合、自動的に許可が取消されるのは廃棄物処理業の許可のみとし、廃棄物処理施設の許可については「裁量的取り消し」(取り消すことができる)とする。</p> <p>その他環境関連法令違反については、施設許可のみならず、業の許可についても「義務的取消し」の対象外とし、「裁量的取消し」とする。</p> <p>法人の役員または政令使用人が、交通事故等の私的な事故により禁錮以上の刑に処せられた場合の取扱いを明確化あるいは弾力化すべきである。具体的には、当該役員等に対する禁錮以上の刑の確定(少なくとも起訴時点)までに、当該役員等がその職を解かれるあるいは退いた場合には、当該法人の許可に影響を及ぼさないこととすべきである。もしくは、私的な交通事故等の一定の犯罪事由については、義務的取消事由の対象外とすることを検討する。</p>	環境省
12	再生利用認定制度における収集運搬に係る規制の緩和	<p>産業廃棄物の再生利用認定制度において、再生利用認定事業者が、再生資源を搬入するために、収集運搬する行為を運送業者に委託することについては、廃棄物処理法上の収集運搬許可の取得を不要とする。</p>	環境省
13	広域認定制度における回収範囲の拡大	<p>パソコン及び周辺機器に係る広域認定制度については、同一性状の他社製品の回収を可能とする。</p>	環境省
14	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸入手続の緩和	<p>わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国においてリサイクル目的で適正処理することが確実にできるものについては、二国間あるいは包括的な協定を結ぶなどして、アジア圏においても、OECD加盟国間と同等の手続きで資源循環を図ることができるようにする。</p>	経済産業省・環境省